

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和8年3月16日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500385号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500060号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成2年6月1日にA事業所C施設にD職として採用され、平成5年4月1日にE事業所に異動となった。国の記録では、私のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、平成5年3月31日となっているが、私は、平成5年3月31日までA事業所C施設に勤務しており、同施設における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、平成5年4月1日となるはずなので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成2年6月1日にA事業所C施設にD職として採用され、平成5年3月31日まで同施設に勤務していた旨主張している。

しかしながら、B社から提出された人事記録によると「D職(A事業所C施設)に採用する 任期は1日とする ただし任命権者が別段の措置をしない限り平成5年3月30日まで任用を日々更新し以後更新しない」及び「平成5年3月30日限り退職した」と記載されており、人事記録に記載されている退職日は、オンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、B社は、請求期間当時の給与関係資料及び厚生年金保険の取扱いに関する資料は保管しておらず、請求者の請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除したか否かは不明である旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を保有しておらず、請求期間当時、A事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったものの、給与明細書等を保有している者はいないことから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を訂正することはできない。